

ワークセンターやまばと運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人牧ノ原やまばと学園が開設するワークセンターやまばと（以下「事業所」という。）が行う指定就労継続支援（B型）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定就労継続支援（B型）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

ワークセンターやまばと

(2) 所在地

静岡県牧之原市坂部394-2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は、従業員及び業務等の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている就労支援事業の実施に関し、事業所従業者に対して遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、就労継続支援（B型）計画の作成、継続的な評価を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

(3) 職業指導員 2名以上

職業指導員は、就労継続支援（B型）計画に基づき、個々の利用者の知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

(4) 生活支援員 1名以上

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

(5) 目標工賃達成指導員 1名以上

目標工賃達成指導員は、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う。

(6) その他 事務員 1名

事務所の経理および事務管理全般を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

営業日は、月曜日から金曜日及び年間予定に定められた土曜日、日曜日、祝日。

但し、年末年始休日及び夏季休日を除く。

(2) 営業時間

午前9時から午後3時30分までとする。

但し、ご利用者の支援についての検討会の実施、行事、個別支援計画に基づく支援等により開始及び終了の時刻を変更することがある。

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、20人とする。

(内容)

第7条 指定就労継続支援(B型)の内容は、次のとおりとする。

(1) 就労継続支援(B型)計画の作成

(2) 就労の機会や生産活動の機会の提供

(3) 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練

(4) 実習先企業等の紹介

(5) 求職活動支援

(6) 職場定着支援

(7) 施設外支援及び施設外就労支援

(8) 生活相談

(9) 訪問支援

(10) 送迎サービス

(11) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から(10)に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

(支給決定障害者から受領する費用の額)

第8条 指定就労継続支援(B型)を提供した際には、支給決定障害者から当該就労継続支援(B型)に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない『指定就労継続支援(B型)』を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、支給決定障害者から障害者総合支援法(以下「法」という。)第29条第3項に規定する『訓練等給付費』の額の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、支給決定障害者から徴収する。

日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者に対し、サービス内容及び

費用について説明を行ない、同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 事業所は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額(法施工令第17条第1項に規定する負担上限月額をいう。)を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 別途取り交わす利用契約書及び重要事項契約書に示す事項とする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、牧之原市全域、島田市全域、吉田町全域とする。

(主たる対象者の障害の種類)

第12条 事業の主たる対象者とする障害の種類は、知的障害とする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第14条 指定 就労継続支援(B型)の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第15条 事業所は事業所内において感染症又は食中毒が発生又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所内において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的(3月に1回以上)に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じて随時開催する。また、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的(年1回以上)に開催する。

(業務継続計画の作成)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施するとともに、新規採用時には必ず研修を実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止のための措置)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決対策の整備、虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講ずるものとする。

(身体拘束等の禁止)

第18条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体の保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況及び理由等、必要な事項を記録するものとする。又、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束適正化委員会の設置及び検討結果についての従業者への周知、適正化のための指針の整備、従業者に対する適正化のための研修の実施等の措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第19条 提供した指定就労継続支援（B型）に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定就労継続支援（B型）に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援（B型）事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した指定就労継続支援（B型）に関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定就労継続支援（B型）の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 提供した指定就労継続支援（B型）に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援（B型）事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（従業者の研修）

第20条 事業所は、法人の定めるキャリアパス制度に基づき実施する。

- (1) 採用時研修 採用後 6か月以内
- (2) 継続研修 等級により定められた回数及び内容

（その他運営についての重要事項）

第21条 事業所は、利用者に対し適切な指定就労継続支援（B型）を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業者は、利用者に対する指定就労継続支援（B型）の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続支援（B型）を提供した日より5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人牧ノ原やまばと学園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

（改定）

平成21年	9月30日	第4条
平成25年	6月1日	第4条
平成27年	1月1日	第8条
平成27年	4月1日	第4条
平成28年	4月1日	第4条
平成30年	4月1日	第4条、第11条、第17条
令和4年	4月1日	第4条
令和4年	6月1日	第4条
令和5年	4月1日	第4条

令和 6年 4月 1日 一部改正とする

令和 7年 4月 1日 一部改正とする